第1回 埼玉県水道広域化検討委員会 議事概要

- ■日 時 平成21年8月26日(水) 14:00~16:00
- ■場 所 知事公館中会議室
- ■出席者 滝沢智委員(委員長)、安藤陽委員、安藤茂委員、亀岡保夫委員 長岡裕委員、萩原淳司委員

■次 第

- 1 水道広域化検討委員会委嘱式
- 2 あいさつ
- 3 委員長選出
- 4 議 事
- (1) 水道広域化検討委員会について
- (2) 水道広域化研究会の研究結果について
- (3) 県内水道事業の現状評価と今後の課題について

■配布資料

資料 1 埼玉県水道広域化検討委員会

資料2 埼玉県の水道概要

資料 3 埼玉県水道広域化研究会

資料 4 現状評価と今後の課題

参考資料 1 埼玉県水道広域化検討委員会設置要綱

参考資料2 水道事業ガイドラインとは

参考資料3 水道事業評価・監査マニュアル (案)

■議 事

- 1 水道広域化検討委員会委嘱式
 - 石田保健医療部長から各委員へ委嘱状を授与
- 2 あいさつ
 - 石田保健医療部長から本検討委員会の趣旨等を含めあいさつ
- 3 委員長選出
 - 委員長に滝沢智委員を選出。委員長代理に長岡裕委員を選出
 - ・滝沢委員長あいさつ
- 4 議 事
- (1) 水道広域化検討委員会について

【事務局から説明】

「資料1埼玉県水道広域化検討委員会」について説明

【委員からの主な意見等】

特になし

(2) 水道広域化研究会の研究結果について

【事務局からの説明】

・「資料2埼玉県の水道概要」及び「資料3埼玉県水道広域化研究会」に ついて説明

【委員からの主な意見等】

- 〇県内水道事業において、75%が用水供給からの受水を水源としているが 残りの自己水源は、地下水がほとんどか。
- →自己水源の 25%のうち、地下水がほとんど(地下水約 20%、表伏流水約 5%)である。
- ○66 事業主体と 65 事業主体の 2 つの数字があるのはなぜか。
- →66 事業主体は、簡易水道の経営も含め県内で公営水道事業を経営している主体数であり、65 事業主体については、上水道事業を経営している主体数である。差1事業については、簡易水道事業のみを経営している東 秩父村。
- ○研究会におけるブロック別検討課題はどのように決定したものか。特に 南・北部ブロックで「垂直統合」を検討課題に挙げていないのはなぜか。
- →各ブロック検討課題は、水道ビジョンの新たな概念による広域化(管理 の一体化等)を基に、どのような広域化方策が有効か検討した。

「垂直統合」は、アンケート結果により特に垂直統合に関心の高かった 東・西部ブロックで採用した。

各ブロックの検討結果は、全体会議等で報告し共有することで、各事業者に参考としてもらった。

- ○今回ビジョンを示していく中では、事業者の自主性を重んじる面と、全体をみてどうあるべきかというところを、上手にかみ合わせて検討して欲しい。
- 〇水需要予測について、県内人口は平成22年にピークを迎えると言われているが、水道利用の面から見たときには、世帯数の増加や高齢者の増加が水需要予測へ与える影響も考慮する必要があると考える。また、企業誘致にしても節水型工場が近年多い。

- →水需要予測については、平成 18 年度に県で策定しているものを研究会では使用している。この計画においても、平成 22 年が人口のピークを示しており、水需要についても同様である。
- 〇平成 17 年度から平成 18 年度にかけて給水収益の減少が約 4 億円としているが、費用(支出)も減少しているのではないか。

また、給水原価に東西ブロックで格差があるのはなぜか。

→給水収益と費用の関係は、議事(3)県内水道事業の現状評価と今後の 課題(資料4)で詳細に説明する。

給水原価の格差については、県水受水率など自己水の構成が影響していると考える。

- ○各事業者にとっては、水平統合よりも垂直統合の方が導入しやすいよう に思える。水平統合の場合は、市町村合併と併せて考えることとなるの か。
- →水平統合は、水道事業単独の経営統合を想定している。また、垂直統合においても、核となる事業体を中心に一定規模の水平統合を実施し、事業者間の格差解消を図ってから、垂直統合を導入することをイメージしている。
- (3) 県内水道事業の現状評価と今後の課題について 【事務局から説明】
 - 「資料4現状評価と今後の課題」について説明

【委員からの主な意見等】

- 〇今回の現状評価及び課題の抽出は、県全体値であり、個別事業者のデータからではないと実態が見て取れない。個別事業者データがほしい。
- →個別事業者のデータについては、県内分布を示す資料を作成する。
- 〇県営水道も含めて現状評価を実施しているのか。垂直統合を検討する場合、県営水道施設更新への考慮が必要となる。
- →上水道事業の65事業について評価を実施しているが、県営水道については実施していない。また、垂直統合の具体的な検討は今後行っていく。 必要があれば、本委員会へ県営水道事業者をオブザーバーとして招集することも可能。
- 〇内部留保金について、どのように維持・保留していくかを整理する必要 がある。内部留保金を確保するためには、収益を上げることで対応でき

るが、公営企業としてのあるべき姿と乖離しないようにすべき。

- →今後の更新需要に対応するためには、一定規模の内部留保金の確保は必要と考える。なお、今回検討した財政の見通しでも、水道料金の値上げは行わないことでシミュレーションを実施しており、料金値上げではなく、運営の効率化や運営基盤を強化することで内部留保金の確保ができる広域化方策について検討していくこととしたい。
- ○事業者の選択として、自己水源浄水場の更新時には、県水へ切り替える場合と自己水を維持してく場合が考えられるが、事業者の傾向としてはどちらか。また、県の考えとしてはどちらか。
- →傾向としては、小規模事業者の場合は県水受水率の増加を望む傾向にあり、大規模事業者においては自己水を維持していく傾向があると考える。 なお、全事業者を賄うだけの県水はないので、自己水の利用は必須であるが、地域的にダウンサイジングが可能な場合や位置エネルギーを有効に活用できる場合等は、施設統廃合を考慮した広域化方策を検討していくことを考えている。

【委員長から】

- 〇各委員から様々な意見があった。これらの意見を踏まえ、事務局において検討課題をよく整理すること。
- →了解する。次回は県内水道のあるべき姿とし、各市町村の広域化組合せ について審議いただく予定。

■連絡事項

・次回、第2回検討委員会は、9月下旬を予定しており、別途日程調整をお願い する。